

病院従事者数 職種別(保健所別)

令和5(2023)年10月1日現在

区 分		総 数	宇 都 宮 市	県西健康福祉	県東健康福祉	県南健康福祉	県北健康福祉	安足健康福祉
			保 健 所	セ ン タ ー	セ ン タ ー	セ ン タ ー	セ ン タ ー	セ ン タ ー
常 勤 換 算								
総	数	29,608.5	6,571.9	2,141.1	1,283.8	10,229.5	5,448.1	3,934.1
医 師	常 勤	3,100	570	153	92	1,600	384	301
	非 常 勤	1,300.2	113.0	58.3	28.5	803.2	211.8	85.4
歯 科 医 師	常 勤	92	15	1	4	44	14	14
	非 常 勤	36.7	7.4	1.1	0.1	22.0	5.4	0.7
薬 剤 師		737.8	156.7	49.7	29.6	268.2	130.6	103.0
保 健 師		74.1	11.6	14.7	3.0	10.0	15.8	19.0
助 産 師		317.1	40.0	11.7	20.1	116.2	86.1	43.0
看 護 師		11,294.5	2,658.9	774.3	489.5	3,993.6	1,886.8	1,491.4
准 看 護 師		1,326.0	316.8	151.5	88.7	205.6	288.4	275.0
看 護 業 務 補 助 者		1,622.5	322.2	163.9	49.4	475.1	330.0	281.9
理 学 療 法 士		1,117.9	342.2	72.4	29.6	362.1	229.1	82.5
作 業 療 法 士		629.8	186.7	56.2	20.0	146.6	152.1	68.2
視 能 訓 練 士		78.4	21.2	5.7	2.5	24.9	17.0	7.1
言 語 聴 覚 士		251.8	66.8	14.7	5.0	65.6	80.7	19.0
義 肢 装 具 士		-	-	-	-	-	-	-
歯 科 衛 生 士		87.2	25.0	2.0	4.0	18.6	21.8	15.8
歯 科 技 工 士		5.8	0.8	-	1.0	2.0	2.0	-
診 療 放 射 線 技 師		708.6	168.4	46.0	26.0	248.8	133.4	86.0
診 療 エ ッ ク ス 線 技 師		0.6	-	-	-	-	0.6	-
臨 床 検 査 技 師		886.7	179.2	63.9	40.4	321.7	163.5	118.0
衛 生 検 査 技 師		-	-	-	-	-	-	-
臨 床 工 学 技 士		295.4	48.8	37.0	17.0	98.0	56.8	37.8
あんま・マッサージ及び指圧師		22.1	1.5	1.0	11.0	4.0	2.0	2.6
柔 道 整 復 師		4.3	1.0	-	-	-	-	3.3
管 理 栄 養 士		307.2	78.5	24.3	10.0	94.3	52.9	47.2
栄 養 士		84.5	22.0	6.7	3.0	21.0	15.0	16.8
精 神 保 健 福 祉 士		144.5	41.1	6.9	3.0	37.0	27.4	29.1
社 会 福 祉 士		171.0	51.0	17.0	9.0	35.0	31.0	28.0
介 護 福 祉 士		389.2	70.4	39.0	9.5	87.7	119.7	62.9
保 育 士		137.1	22.2	2.0	16.0	17.1	31.6	48.2
公 認 心 理 師		62.0	9.0	6.0	4.5	24.1	6.5	11.9
そ の 他 の 技 術 員		163.0	77.0	17.4	17.9	30.7	17.0	3.0
医 療 社 会 事 業 従 事 者		76.5	11.8	1.0	16.0	44.7	2.0	1.0
事 務 職 員		3,269.7	832.8	239.1	132.1	902.1	662.2	501.4
そ の 他 の 職 員		814.3	102.9	103.6	101.4	105.6	270.9	129.9
実 人 数								
薬 剤 師		791	167	54	32	279	149	110
保 健 師		75	12	15	3	10	16	19
助 産 師		325	41	12	22	117	90	43
看 護 師		11,771	2,867	793	500	4,106	1,962	1,543
准 看 護 師		1,428	343	161	96	218	303	307

注:1) 従事者数については、非常勤職員を含む。

2) 非常勤の医師、歯科医師については、昭和62(1987)年度から各施設における常勤医師、歯科医師の通常勤務時間に換算(常勤換算)して、計上することとした。ただし、その他の職種については、常勤換算を行っていない。

3) 平成14(2002)年以降はすべての職種を常勤換算し、薬剤師、保健師、助産師、看護師及び准看護師については、実人員についても表章している。